

第14回 新日本法規財団 奨励賞

【会社法制分野】

◆優 秀

「イギリス法を踏まえた取締役の会社債権者に対する義務」

小林 史治（東海大学法学部 准教授）



本稿は、「古くて新しい問題」ともいえる、株式会社の取締役が会社債権者の利益を考慮すべき義務につき、イギリス法を踏まえて、当該義務の有無と論理的根拠のほか、会社債権者の利益と株主の利益の関係などを明らかにするものである。

最判昭和44年11月26日民集23巻11号2150頁によって、旧商法266条の3第1項(現会社法429条1項)の解釈論に一応の結論が出されたにもかかわらず、同最判は政策的な理由しか述べていないことから、取締役の会社債権者を含む第三者に対する義務ないし責任の理論的根拠が不明確であると批判してきた。そして、ここ最近、同最判の枠組みに対して、立法論も含む説得力ある反論が主張・展開されている状況にある（高橋陽一「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか？（1）」論叢177巻6号1頁（2015）、早川咲耶「会社債権者に対する会社役員の責任（1）」法協139巻3号254頁（2022）等）。

一方で、外国に目を向ければ、イギリスの最高裁が、2022年10月、*BTL 2014 v. Sequana SA and Others, [2022] UKSC 25*（以下「Sequana 判決」という）において、取締役の会社債権者の利益を考慮すべき義務に関する判断を初めて示した。そのため、我が国及びイギリスの双方において、会社債権者に対する義務が「古くて新しい問題」ともいえることから、これまで他の国と比べて取り上げられることが多くなかったイギリスを比較法の対象国として、取締役の会社債権者に対する義務の有無や根拠などを論じるものである。

まず、本稿では、我が国の裁判例及び学説が、倒産局面における取締役の会社債権者に対する義務をどのように捉えているか検討を加えた。その結果、（1）取締役の会社債権者に対する義務を認めるのか、認めるとすればその論理的根拠は何かという点とともに、これに関連する形で、倒産局面における取締役の裁量という問題があること、そして、（2）会社債権者に対する義務を認める場合、倒産局面における株主利益との関係をどのように解するかということが、検討すべき課題となることが分かった。

次に、当該課題につき示唆を受けるため、本稿はイギリス法について論じるものであるが、取締役の会社債権者に対する義務は、コモンウェルス諸国のコモン・ローに起源があるため、オーストラリアからの判例法の発展をたどり、Sequana 判決や同判決後の *Wright v. Chappell, [2024] EWHC 1417 (Ch)*などを検討した。

その結果、我が国の取締役の会社債権者に対する義務につき、次のとおりの結論に至った。

第 1 に、イギリスにおいては、倒産局面において、会社の利益を、会社債権者の利益と同等なものとして扱うように求めるコモン・ロー上の義務があり、このことは、会社と会社債権者との関係性から、会社債権者の利益を考慮すべき義務が取締役にあることを認めるものである。そして、この関係性は、我が国の株式会社においても通じるものといつてよく、イギリス法から示唆を受けて、我が国においても同様の義務が取締役には認めることはできると考えられる。なお、債務超過等になった際の取締役の判断は、会社債権者の利益と株主の利益のバランスをどのようにとるかという難しい点もあるといえる。そのため、取締役には、状況把握、専門家の助言の徴求、事業継続の可能性や再建の要否の検討などが求められることとなり、その裏返しとして、平常時と同じ水準での裁量は認められないと考えられる。

第 2 に、取締役は、倒産局面において、初めから会社債権者の利益のみを考慮する必要があるのではなく、会社債権者の利益と株主の利益のそれぞれを考慮すべき義務が併存する状況下にあり、そして、この状況は会社の経済状態の深刻度によって変化する。そして、取締役には、会社の経済状態が深刻になるにつれて、会社債権者の利益をより重視することが求められ、法的整理が差し迫るほどの状態に近付けば、法的整理の手続に入る前といえども、最終的には会社債権者の利益を最優先に扱う必要が生じる。